

町税等を滞納している方に対し、滞納処分を行ないます！

町税等を滞納している方で、「完納計画をたてていない」及び「完納計画が不履行」の方に対し、滞納処分を行います。滞納処分とは、預貯金や給与、不動産、また自動車などの財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。

町税等を滞納している方は、担当係へ速やかに完納計画を提示してください。

小清水町町税等徴収強化委員会 本部長 副町長 森田 明

【財産の差押え】

◆預貯金の差押え

金融機関に預貯金の調査を行った上で差押えを行います。
差押えにより、引出しや自動振替ができなくなることがあります。

◆給与の差押え

勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差押えを行い、雇用主から徴収します。

◆生命保険等の差押え

保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差押えを行い、保険会社から徴収します。

※そのほか、動産・不動産の差押えも行なうことがあります。

税目・料等	担当係	電話番号
①公営住宅使用料	建設課建設係	(62) 4475
②上下水道使用料	建設課上下水道係	(62) 4475
③保育所負担金・へき地保育所使用料	子育て支援課保育係	(62) 2702
④給食材料費・奨学金	生涯学習課学校教育係	(62) 2310
⑤上記以外	町民生活課税務係	(62) 4479



住民税の納付忘れはありませんか？

本町では、北海道オホーツク総合振興局への住民税の徴取引継ぎを実施しています！！

本町では税金を納めている方との公平性を保つため、滞納している方に対して個別に接触し、早期の徴収に努めていますが、滞納が高額・長期に及ぶ方、町外へ転出された方については、地方税法の規定に基づき、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による滞納処分が行われます。

(住民税以外の町税等も滞納している方は、併せて町の滞納処分を行います。)

住民税の北海道への徴取引継ぎとは？(地方税法第48条適用)

- ①町から滞納している方に対して事前に「徴取引継ぎ予告書」を送付します。
- ②予告書の指定期日までに何の連絡もなく、放置された場合は、自主的な納税がないと判断し、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による徴収が行われます。
- ③滞納が続く場合は、財産の差押え等の滞納処分が行われる場合があります。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎(62) 4479

北海道オホーツク総合振興局地域政策部税務課 ☎0152 (41) 0617

10月よりマイナンバー(個人番号)が通知されます



△マイナちゃん

意です。

付を受けることができます。(取得は任

◆「個人番号カード」について

通知カードを受け取った後、希望する

方の申請により、「個人番号カード」の交

付を受けることができます。(取得は任

意です。)

◆「通知カード」について

・本年10月から住民票の住所に12桁の個

人番号をお知らせするための「通知

カード」(紙製)が簡易書留により、地

方公共団体情報システム機構(総務省

の関係団体)から郵送されます。

・通知カードは、皆さまのマイナンバー

(個人番号)を通知するもので、大切に

保管してください。

◆「通知カード」について

・本年10月から住民票の住所に12桁の個

人番号をお知らせするための「通知

カード」(紙製)が簡易書留により、地

方公共団体情報システム機構(総務省

の関係団体)から郵送されます。

この法律に基づき、本年10月よりマイ

ナンバー制度(社会保障・税番号制度)

が始まり、国民一人ひとりにマイナン

バー(12桁の個人番号)が通知され、平

成28年1月からは、希望者に対して、個

人番号カードが交付されます。

● マイナンバー制度に関するQ & A ●

Q 1. 「個人番号カード」とは？

A 1. 顔写真付きのICカードで、申請により希望者に交付されます。

カードの表面は、「氏名・住所・生年月日・性別・有効期限・顔写真」、裏面には、「マイナンバー・氏名・生年月日・ICチップ部分など」が記載されます。ICチップには、e-Tax等の電子申請が行える電子証明書の機能が搭載されるものであり、所得情報や病気の履歴などプライバシー性の高い個人情報は含まれません。



△個人番号カード(イメージ)

Q 2. どんなことに使うの？

A 2. 「個人番号カード」は、本人確認のための公的な証明書となり、社会保障や税関係等の行政手続で利用することができます。

また、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成のため、お勤め先の会社などからマイナンバーを求められた際に利用することもできます。

Q 3. 申請方法は？

A 3. 「通知カード」が郵送された際に申請書が同封されていますので、申請書を地方公共団体情報システム機構に郵送してください。

Q 4. 申請後どうやって受け取るの？日数はかかるの？

A 4. 申請を頂いた方に、カードの交付準備ができ次第、通知書を送付しますので、通知書に記載されている方法で受け取ってください。個人番号カードの交付には3ヶ月前後かかる見込みですので、交付を希望される方は余裕をもって申請してください。

なお、交付は平成28年1月から始まり、初回交付手数料は無料です。

※「住民基本台帳カード」をお持ちの方が、「個人番号カード」を取得した場合は、その時点で「住民基本台帳カード」を廃止・回収することになります。

※「個人番号カード」の詳しい申請方法については、来月号にてお知らせします。

【マイナンバーに関するお問い合わせ先】

・マイナンバー専用コールセンター ☎0570 (20) 0178 ※通話料がかかります。

〈受付時間〉平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

・国民及び事業者向けに下記のホームページが公開されています。(内閣官房ホームページ)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>